

## 【別記6】 一般社団法人東京農工大学同窓会 代議員候補者の選定に関する申し合わせ(案)

(趣旨)

第1条 この申し合わせは、一般社団法人東京農工大学同窓会代議員選出方法に関する規則  
第2条第2項に定める代議員候補者の選定に関して必要な事項について定める。

(代議員候補者)

第2条 代議員候補者は以下の者とする。

- 一 会長候補者 1名
- 二 副会長候補者 (部会で選出された部会長)
- 三 次の基準により所属正会員数に応じ部会から推薦された者
  - ・およそ320人に1名の割合で推薦する。
  - ・総数は75名とする。
- 四 支部で選出された支部長
- 五 所属正会員数に関係なく各支部から1名の割合で推薦された者
- 六 立候補した正会員50名以内

2 立候補した正会員の登録方法については別途定める。

(申し合わせの改廃)

第3条 この申し合わせの改廃は、総会が行うものとする。

### 附則

この申し合わせは、2019年6月22日より施行する。